

# ◆ Contents

## 第1章 金融法務の基礎（契約の成立要件と法律効果）

Q 1	諾成契約	2
Q 2	要物契約	4
Q 3	証拠証券と有価証券	6

## 第2章 貯金取引の開始、貯金契約の成立

Q 4	申込書と運転免許証の住所が異なる場合	10
Q 5	口座開設の拒絶	14
Q 6	家族に内緒の孫名義貯金を依頼された場合	16
Q 7	未成年者による総合口座の開設	18
Q 8	会社名義貯金の取引時確認	20
Q 9	外国人による普通貯金口座の開設	23
Q 10	A T Mにおける貯金契約の成立要件と成立時期	26
Q 11	定期積金の受入れ	27
Q 12	入金票の金額と現金の額が異なる場合	29
Q 13	カウンター上の金銭が盗取された場合	30
Q 14	A T Mに置き忘れた現金の盗難事故	31

- Q 15 僚店取引先から入金依頼された小切手の不渡り …………… 32
- Q 16 取引先から預かった現金を強奪された場合 …………… 33

### 第3章 貯金の支払

- Q 17 通帳・印鑑による貯金の払戻し …………… 36
- Q 18 団体名義貯金を代表者以外に払戻した場合 …………… 43
- Q 19 払戻請求書の筆跡が貯金者の家族の場合 …………… 45
- Q 20 払戻請求書の金額訂正 …………… 46
- Q 21 印鑑照合における注意義務の程度 …………… 49
- Q 22 番号札の効果 …………… 51
- Q 23 払戻請求書の氏名の漢字が不自然な場合 …………… 52
- Q 24 他店小切手の貯金の払戻時期 …………… 53
- Q 25 満期受取金を契約者以外の口座に入金する取扱い …………… 54
- Q 26 偽造・盗難カード預貯金者保護法と対応策 …………… 55
- Q 27 貯金者が植物人間状態になった場合 …………… 60
- Q 28 貯金者が老人性認知症の場合 …………… 62
- Q 29 払戻請求書の代筆 …………… 64
- Q 30 夫が出捐した妻名義貯金の払戻し …………… 67
- Q 31 未成年の子名義貯金の払戻し …………… 69
- Q 32 満期後 12 年経過した他人名義の定期貯金の払戻請求 …………… 70
- Q 33 口座相違 …………… 72
- Q 34 不正口座の強制解約 …………… 74
- Q 35 振り込め詐欺救済法 …………… 76

## 第4章

## 貯金の管理（相続・差押え・諸届）

- Q 36** 相続の概要 …………… 80
- Q 37** 貯金者の死亡を知らずに払戻しに応じた場合 …………… 90
- Q 38** 遺産分割協議前の貯金の払戻し …………… 92
- ①遺産分割協議未了の払戻し
  - ②相続人の1人からの払戻請求
  - ③一部の共同相続人の同意が得られない場合
  - ④葬儀費用・入院費用としての払戻請求
  - ⑤共同相続人の1人からの改印依頼
  - ⑥相続貯金の証書・届出印が不明の場合
  - ⑦相続人についての成年被後見人審判の申立
  - ⑧遺言の有無の確認
- Q 39** 一部の共同相続人による相続貯金の残高証明および  
取引経過開示請求 …………… 96
- Q 40** 共同相続人のなかに未成年者がいる場合 …………… 99
- Q 41** 遺言がある場合の相続貯金の払戻し …………… 102
- Q 42** 遺留分を害する相続貯金の遺贈 …………… 104
- Q 43** 共同相続人の1人と連絡がつかない場合 …………… 106
- Q 44** 遺言執行者からの貯金の払戻請求 …………… 109
- Q 45** 相続貯金の誤払い …………… 110
- Q 46** 貸金庫契約者の相続人の1人からの開扉請求 …………… 113
- Q 47** 被相続人の口座への振込金の取扱い …………… 114
- Q 48** 普通貯金取引先の相続開始 …………… 116
- Q 49** 当座貯金取引先の相続開始 …………… 120
- Q 50** 被相続人が在日外国人の場合の相続貯金の取扱い …………… 124
- Q 51** 貯金に対する差押等の種類と法律関係 …………… 126

Q 52	差押債権者に対する貯金の支払	131
Q 53	滞納処分による差押通知書が送付された場合の対応	134
Q 54	自動継続定期貯金に対する仮差押えと対応策	136
Q 55	差押・転付命令送達後の元の貯金者への払戻し	138
Q 56	差押・転付命令送達後の総合口座の貸越	140
Q 57	喪失通帳・証書の再発行	142
Q 58	代表取締役の急死と実務対応	145

## 第5章 貯金者の倒産

Q 59	破産手続受任通知受理後の振込金についての払戻請求	148
Q 60	破産手続開始決定後の振込金についての払戻請求	149
Q 61	破産者の貯金が放置されている場合	150
Q 62	破産管財人口座の貯金を払い戻す場合の留意点	151
Q 63	当座取引先が破産手続開始決定を受けた場合	152
Q 64	取引先が民事再生手続開始決定を受けた場合	153
Q 65	民事再生手続開始申立会社が保全処分のコピーを 持参してきた場合	154

## 第6章 振込、口座振替

Q 66	仕向店による発信電文の誤り	156
Q 67	被仕向店による口座相違	158
Q 68	二重振込による「取消通知」を受けた場合	161
Q 69	振込依頼人の二重振込を原因とする「組戻依頼」を 受けた場合	163
Q 70	電話による振込の組戻依頼と留意点	166

Q 71	誤振込と受取人の個人情報開示請求	168
Q 72	先日付振込における払込資金の受領遅延	173
Q 73	他店券による振込	176
Q 74	クレジット代金の引落としミス	177

## 第7章 貯金取引と情報管理

Q 75	取引先からの税務調査拒否の申出	180
Q 76	証書の紛失届に関する家族への確認	181
Q 77	第三者による取引内容の照会	182
Q 78	他人の口座の動きについての照会	184
Q 79	電話による残高照会	185
Q 80	誤って他人に通帳を郵送してしまった場合	186

## 第8章 当座取引と手形・小切手

Q 81	当座取引と手形・小切手	188
Q 82	手形要件と「振出日」、「受取人」の記載	191
Q 83	当座開設時のJ Aの信用調査	193
Q 84	当座勘定契約解約後の未使用手形の回収	194
Q 85	印鑑照合の際の記名鑑照合	195
Q 86	普通貯金からの振替による手形の支払	196
Q 87	当座取引先の社長が死亡した後の手形の振出	198
Q 88	入金待ちの取引先に対する手形決済資金の入金依頼	200
Q 89	満期日前になした手形の支払の効力	202
Q 90	J Aの白地補充義務	204
Q 91	割引手形の振出日を誤って補充した場合	205

Q 92	手形の記載事項の訂正・抹消	206
Q 93	手形要件（必要的記載事項）以外の手形の記載事項	207
Q 94	振出日が満期日より後の手形の効力	209
Q 95	振出日が休日の場合と満期日が休日の場合	210
Q 96	手形を偽造された者の責任	211
Q 97	文字とチェックライターの金額が異なる場合	213
Q 98	融通手形と支払拒絶事由	215
Q 99	住所、日付、被裏書人欄などが欠けている裏書	217
Q 100	被裏書人欄の記載を誤って記載した場合	218
Q 101	裏書の担保的効力と無担保裏書	219
Q 102	裏書の連続	221
Q 103	受取人・第一裏書人の同一性	223
Q 104	中間の裏書が偽造の場合	225
Q 105	手形を盗取した者がなした裏書譲渡の効力	226
Q 106	呈示期間経過後の手形の支払	227
Q 107	手形の紛失	229
Q 108	振出人の住所の記載のない小切手	231
Q 109	支払呈示期間経過後の小切手の支払	232
Q 110	振出日前に呈示された先日付小切手	233
Q 111	線引小切手による口座開設	234
Q 112	線引小切手における取引先の範囲	235
Q 113	線引小切手の裏判の効力	237
Q 114	複数の線引がなされている小切手の効力	239
Q 115	当座小切手と自己宛小切手（預手）との違い	240

## 第9章 金融商品販売における説明責任

Q 116	金融商品取引法・金融商品販売法・消費者契約法	244
-------	------------------------	-----

## 第10章 成年後見制度

Q 117	成年後見制度の概要	254
-------	-----------	-----

### 本書の内容に関する訂正等の情報

本書は内容につき精査のうえ発行しておりますが、発行後に訂正（誤記の修正）等の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページトップ： [メニュー](#) 内の [追補・正誤表](#)）



# 第1章

## 金融法務の基礎

契約の成立要件と法律効果

# Q

## ●諾成契約

1 諾成契約とは何ですか。金融実務ではどのような契約が諾成契約となりますか。

# A

1 諾成契約とは、意思表示の合致のみによって成立する契約であり、売買契約、抵当権設定契約などがあります。

## 解説

### 1 諾成契約（売買契約の成立要件と成立時期）

たとえば、Aが、B店で500円の値札の付いた果物を指し示して、「これをください」といった瞬間に売買契約が成立します。というのは、民法555条は、「売買は、当事者の一方（B店）がある財産権（果物の所有権）を相手方（A）に移転することを約し（値札によって売却の意思を表示）、相手方（A）がこれに対してその代金（500円）を支払うことを約する（「これをください」という）ことによって、その効力を生ずる」と規定しているからです。

このように、意思表示（売る意思と買う意思）の合致のみによって成立する契約を諾成契約といいます。

### 2 権利・義務の発生

そして、売買契約が成立したときに、Aは権利（果物の引渡請求権）を取得し、義務（500円の支払義務）を負担すると同時に、B店は権利（500円の支払請求権）を取得し、義務（果物の引渡義務）を負担します。

つまり、Aが「これをください」という直前まではAとB店は赤の他人だったわけですが、Aが「これをください」といった瞬間に売買契約が成立し、AとB店はそれぞれ権利を取得し、義務を負います。

次に、AとB店それぞれが義務を履行すると、売買取引は終了し、AとB店は何ら権利・義務のない元の赤の他人に戻ります。そして、Aには果物が残り、B店には500円が残ることになります。

	A (買主)	B店 (売主)
契約 (法律行為*) の成立	買う意思表示と売る意思表示**の合致	
法律効果***	物の引渡し (権利) 代金支払 (義務)	物の引渡し (義務) 代金請求 (権利)

#### \* 法律行為とは

ある一定の法律効果を得るための主として私法上の行為です。売買、貸借、遺言などがあります。

#### \*\* 意思表示とは

法律効果を生じさせるための意思を外部に発表する行為です。  
隔地者間の場合、相手方に意思表示が到達した時にその効力が生じます。これを意思表示の「到達主義」といいます (民法 97 条)。

#### \*\*\* 法律効果とは

契約の成立によって、権利と義務が発生することをいいます。

### 3 金融実務における諾成契約の例

#### (1) 手形割引

金融実務では、手形割引は与信行為として位置づけられていますが、法的には売買と解されています。前記事例におけるAはJAの渉外担当者、B店は割引依頼人、果物は商業手形ということになります。

#### (2) 抵当権設定契約

抵当権は物権の一種です。民法 176 条は、「物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる」と規定しています。抵当権設定契約は、物権の設定行為であり、諾成契約です。

# Q

## ●要物契約

### 2

貯金契約は要物契約と聞いたことがありますが、どのような契約でしょうか。

# A

### 2

要物契約とは、意思表示の合致と目的物の交付によって成立する契約をいい、貯金契約、貸付契約などがこれに該当します。

## 解説

### 1

### 要物契約（貯金契約の成立要件と成立時期）

たとえば、Aが、JAの窓口で総合口座を開設する場合、総合口座開設申込書に所定の事項を記入して押印し、現金とともに窓口係員に引き渡します。

この場合、以下の①～③のどの時点で総合口座貯金契約が成立するのでしょうか。

①Aがカウンター上に申込書類と現金を置いた時、②係員が現金の計算確認を完了した時、③総合口座通帳が交付された時。

貯金契約は、消費寄託契約と解されており、民法666条が適用されます。同条1項は、「第5節（消費貸借）の規定は、受寄者（JA）が契約（総合口座貯金契約）により寄託物（金銭）を消費することができる場合について準用する」と規定しています。

そして、同条により準用される民法587条は、「消費貸借は、当事者の一方（JA）が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約して（総合口座貯金契約を締結）相手方（A）から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる」と規定しています。

つまり、総合口座貯金契約は、JAが、Aとの間で総合口座貯金契約

## 〈著者紹介〉

高橋 恒夫（たかはし つねお）

1948年生まれ。1972年大阪銀行（現近畿大阪銀行）入行。審査部（融資部）管理課長、審査課長、東京支店次長、東京支店副支店長を歴任。1997年より経済法令研究会専任講師。

主な著書・論文（共著を含む）

『企業倒産時の実務対策』、『特殊担保』、『マル保融資の推進対話術』、『銀行実務判例総覧』、『融資・保証の実務相談』、『新しい担保・執行法制の実務Q&A』、『新しい保証の実務Q&A』、『改訂 高齢者取引トラブル対策Q&A』、『新版 トラブル防止のための融資法務Q&A』（以上、経済法令研究会）『営業店の融資事故対策 200選・中巻』、『融資・外為トラブル百科』（以上、金融財政事情研究会）ほか論文多数。

---

## 新2版 店頭ミス防止のためのJA貯金法務Q&A

---

2014年4月14日 初版第1刷発行

著者 高橋 恒夫

発行者 金子 幸司

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町 3-21

電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4823

---

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

---

制作／経法ビジネス出版(株) 下司恵久 印刷／あづま堂印刷(株)

©Tsuneo Takahashi 2014

ISBN 978-4-7668-4271-5

### “経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験に関する情報等を皆様にお届けいたします。下記ホームページのトップ画面からご登録ください。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本は、お取替えいたします。